

# 中国の連邦主義諸問題\*

劉 迪

## 1. 中国連邦主義の研究について

1895年から1920年代中期は中国連邦主義思想が最も活発になった時代である。この時代は3つの段階に分けられる。第一段階は1895年から1911年、第二段階は1912年から1919年、第三段階は1920年から1928年である。第一段階は清末に連邦主義思想が芽生えてから辛亥革命までで、中国連邦主義の最初の台頭である。第二段階は連邦主義理論の時期で、中国に系統的な連邦主義理論が現れた。第三段階は中国連邦主義の気運が盛り上がった時期である。20世紀の20年代中期以降は国民党が中国を統一したため、清朝末期から民国初期の連邦主義思想や運動は鳴りを潜めた。

清末から1920年代前後の中国政治上の数多くの問題はいずれも連邦主義と関係がある。例えば自治問題、憲法問題、省区縮小問題、地方制度問題、連省自治問題などである。それゆえに、もし近代中国の連邦主義思想とその運動を研究しないとすれば、近代中国憲政史を正しく把握することができないと言える。近代中国連邦主義は3つの側面に分けて研究することができる。第一に連邦主義思想の側面、第二に連邦主義運動の側面、第三に連邦主義法律制度の側面である。注目に値するのは、今まで学界では第三の側面の研究が特に不十分だったことである。

## 2. 中国連邦主義第一段階

連邦主義思想はヨーロッパに源を発する。後にアメリカで最も早く国家組織形式の1つとなった。清朝末期から辛亥革命までの期間に、中国の知識人

はアメリカやスイスの連邦制度を研究し、このような制度が国家の発展と人民の自由にとって有益であり、中国は連邦制度を導入すべきであると考えた。特記したいのは、この時期、立憲君主主義者も革命黨員もみな連邦主義を導入する構想を持っていたことである。

清末から辛亥革命までの期間、中国連邦主義にはすでに以下の3種類の形式が現れ始めていた。

第一に、啓蒙思想による連邦主義である。梁啓超が1900年に『ルソー学案』の中にこう述べた。「ルソーはこう考えた。スイス連邦はまことに弱小であり、隣国の侵略を免れないだろうが、もし1つの大国がスイスの例をまねて、自らいくつかの小国に分かれ、連邦制度に従って民主政治を実行するならば、国力は強大になり、人民は自由になるだろう。そのような国は歴史上に輝かしい名を残し、永遠に後世の各国の模範となるであろう。ルソーの考えはこのような意味ではないだろうか<sup>(1)</sup>。」

第二に、現実の政治主張としてのものである。革命党機関報はかつて次のように提起した。「共和政治も、連邦政体も、わが党が日夜求めている新中国建設の最高の主旨ではないのか。わが党の目的を達するには、中国の政体はフランスのような共和制にもアメリカのような連邦制にも変化するのである。<sup>(2)</sup>」辛亥革命に勝利した後、孫文は、中国は面積が大きく、ヨーロッパとほぼ同じ大きさなので、中国革命後はアメリカが実行している連邦制を模範にするべきだと表明した<sup>(3)</sup>。辛亥革命の時、各省は独立を宣言し、ある省からは連邦制国家建設の要求さえも出てきた<sup>(4)</sup>。山東省が独立を宣言した時に諮議局が清朝政府に提出した要求には、次のような連邦制の性格を示す内容が含まれていた。「憲法には中国が連邦政体であることを明記すべきである。地方官制度や地方税はすべて本省が自ら決定するものとし、政府が干渉してはならない。諮議局規程が即ち本省の憲法であり、自由に改定することもできる。本省には軍隊を訓練し防衛する自由がある。」

第三に、一種の現実的な法律制度としてのものである。辛亥革命以後、中国は事実上すでに各省が分割統治する国家となっていた。この後、北京政府の

支配力は自らが信任した総督が治める地方だけにしか及ばず、その他の地方はすべて各軍閥が支配した。辛亥革命中、連邦主義は革命政府構成形式に影響した。辛亥革命の成功は、各省の独立から生まれたもので、中華民国の成立もまた各省都督府代表連合会の協議を基盤としていた。ある学者は、民国建国当初、各省が独立した状況はアメリカの独立時とよく似ており、省区それぞれが政治を執り行う連邦の色彩にあふれていた、と指摘している<sup>(5)</sup>。革命臨時政府組織が発足した時、次のように表明した。「アメリカ合衆国の制度は我が国の将来の模範である<sup>(6)</sup>」。代表の選挙は省を単位としていた。臨時政府組織大綱は省区代表による制定を通じており、臨時総統選挙の投票は省を単位として、一省一票であった。

上述した3種類の側面は中国連邦主義歴史の全過程を貫いている。

### 3. 中国連邦主義第二段階

第二段階（1912-1919）には中国に系統的な連邦主義理論が現れた。この時期もまた前後2つの時期に分けることができる。

前半期の背景は、1912年以降、中国が袁世凱の独裁時代に入ったことである。袁世凱に反対する政治勢力は連邦制により袁世凱の権力を制限し、対抗しようとした。具体的な方法としては、第一に省自治権を拡大し、袁の独裁に対抗すること、第二に連邦主義思想を宣伝し、各省に袁世凱独裁への抵抗を呼びかけることであった。

1914年日本に亡命した国民党理論家の戴季陶（1890-1949）はかつて『中華民国と連邦組織』という長編論文を発表し、中国が連邦制を実行することを主張した。彼の根拠は、国土が広大で人民の風俗習慣が異なることなどから、連邦制を採用すれば、中央と地方の権力の平衡を保つことができるというものである<sup>(7)</sup>。この後、数多くの著名な学者が連邦制を主張する文章を発表した。例えば、張東蓀（1887-1973年）は『中華雜誌』第7号で『地方制度の究極観』を発表、丁世鐸（生没年不詳）は『中華雜誌』第9号で『民国国是論』を発表した。しかし、彼らの主張は世論の主流にはならなかった。

しかし、1916年の袁世凱死後、袁世凱独裁に反対する道具としての連邦主義思想は一度下火になった。ただし、この時期にも中国が連邦制のある要素を導入するかどうかについての論争は存在した。例えば、1916年から1917年の間、進歩党と国民党の両党の間で、憲法で省長民選を規定すべきかどうかという問題について論争が起こった。国民党員は憲法で省長民選を規定することを主張し、進歩党は憲法で省長民選を規定することに反対すると共に、憲法に省制問題を入れることにも反対した。進歩党は、憲法に省制規定を入れるならば、連邦憲法に類似してしまうと考えたのである。しかし、実際には、袁世凱の死後、国民党も連邦制の主張を完全に放棄してしまったのである。

後半期は1917年6月の国会第二次解散後に始まった。当時中国統一問題は依然として実質的な進展がなく、世論は再び連邦制問題に関心を持つようになった。著名な政治家である熊希齡（1870-1942）は1917年12月下旬に全国に文書を発信し、連邦制の実行を呼びかけた<sup>(8)</sup>。翌年1月21日、彼は「各省の特派代表が連邦会議を組織し、まず最良の連邦憲法を定め、天下に公布し、連邦議會を召集すべき」と主張した<sup>(9)</sup>。彼の呼びかけは全国から注目を浴びた。

当時、雑誌『太平洋』第3巻「連省自治特集号」、雑誌『改造』第3巻の「自治問題研究」と「連邦問題研究」の2冊の特集号、『東方雑誌』第19巻2期連続の「憲法研究特集号」など、連邦制に関する長編の文章が大量に発表された。

李剣農（1880-1965）は雑誌『太平洋』第8、9号で『民国統一問題』2編を発表した。彼は第1編でこう述べている。「中国はすでに統一国家ではなくなっている。統一を破壊したのは連邦制の分権ではなく、中央集権である。連邦制を採用することが、統一を図る最良の方法である。」

第二段階の前後兩段階の分析を通して、我々は中国政治発展プロセスにおいて連邦主義が果たした役割の相異に気づくことができる。前半の段階では袁世凱の権力独占に対抗するためであり、後半の段階では地方の割拠を取り除

き、統一を実現するためであった。この時期、地方軍閥は連邦制を利用したものの、まだ自分の政治主張として表すところまではいかなかった。

#### 4. 中国連邦主義第三段階

第三段階（1920-1926）は近代中国連邦主義の気運が盛り上がった時期である。この時期、中国連邦主義は新たな局面を迎えた。第一に、連邦主義思想は全国世論の広範な支持を得た。第二に、連邦主義運動が全国的な範囲で展開された。第三に、全国各地で省憲法制定の準備が進められ、最初の全国的な連邦制憲法が制定された。

第一に、この時期、世論は押しなべて連省自治運動を支持していた。しかし学者たちはそれぞれ異なる視点から連邦主義を唱えた。例えば、著名な学者の胡適之（1891-1961）は連邦制を通じて軍閥割拠を取り除くことを望み、このように述べた。「集権形式の政治組織を最も集権政治に適さない中国で無理に実施したことが中国軍閥割拠の主要な原因の1つである。このため、省自治という基盤に基づいた連邦制を確立することが軍閥を打倒する主要な武器の一つとなる。地方の実権を増大させることを通じて、軍閥と戦い、これを打倒する。これが省自治の意義であり、連邦の効用でもある<sup>(40)</sup>」。ある学者は連邦制が民主政治を強化することができると考えた。彼らは連省自治を通じて統一を実現し、それによって民主共和制度を強固なものにすることを望んでいた。例えば、唐徳昌は次のように述べた。「連省自治の実行は中国の混乱した時局を解決する最もよい方法である。省憲法に従って自ら省長を選ぶことにより、中央が系閥の者を地方に配置することを不可能にし、省憲法を通じて軍閥の派閥を取り除くことができる。もし省憲法運動に指導するならば、南北統一の実現は容易になるだろう<sup>(41)</sup>」。

第二に、全国的な規模の連省自治運動が起こった。1920年7月、湖南で連省自治運動が起こり、この後、全国各地で自治運動が始まった。同年10月、高一涵や孫幾伊などが北京で「各省自治連合会」を起こし、15省区の代表者が参加した。その目標は各省が連絡を取り合って協力して国民自治思想を促進

し、北京政府に請願し、各省の自治を実行する許可を要求することであった。同年11月北京では「自治運動同志会」が成立し、14省の代表が参加した。この会の主旨は各省区の自治を推進し、省憲法草案の起草について議論することであった。この他、北方5省1区の代表が天津で「自治運動連合事務所」を発足させた。同年12月、「旅滬自治各省連係会議」が上海で成立した。その組織大綱は国会衆議院副議長である楢輔成が起草したもので、後に湖南省長の趙恒惕が各省に打電し、組織大綱についての意見を求めた<sup>12)</sup>。

第三に、この時期に制定された2つの連邦主義憲法は近代中国憲政史の結晶である。まず、湖南が制定し採択した省憲法<sup>13)</sup>、もう1つは1923年10月に制定された『中華民国憲法』である。前者は省憲法で、後者は全国的な憲法である。後者は実行されなかったとはいえ、その意義は重大である。

1922年5月、全国の商工、教育などの8団体が上海で「国是会議」を召集し、2種類の連邦憲法草案を起草した。両者とも第1章第1条で「中華民国は連省共和国である」と規定している。国権と省権の区別については、カナダ連邦憲法を模範として、別々に列挙する方法を採用した。1923年曹錕政府が公布した『中華民国憲法』は中央と地方の関係について、基本的に国是会議の憲法草案を採用している。いえるのは、この憲法は近代中国憲法史上に特別な地位を占めていたということである。

## 5. 中国連邦主義の勃興と地方主義

一般に、ある国家が連邦主義、つまり非単一制を選択するのは、統一要素と権力非集中要素が並存しているからである。もし統一要素だけが存在するならば、中央集権型の国家になるであろう。もし権力非集中要素だけが存在するならば、完全な分離に至るか、連合という形に留まるであろう。清末の増大した地方主義傾向は、清朝内部の権力非集中要素が増加したことを表しており、この機に中国の知識人たちが連邦主義に目を向け、取り入れ、諸説を唱えるようになった。

1895年以降、多くの中国の著名な政治活動家が地方主義を鼓吹した。1902

年末日本に留学した湖南籍学生が創立した湖南編訳社がかつて『遊学訳編』を出版し、その発刊の辞で「湖南自治」が革命の目標であると主張した<sup>64</sup>。1902年欧榭甲（1870-1911）は『新広東』で、「広東独立」を主張し、各省が自立した後、改めて全国各省の上に全国総政府を設立することを主張した。その類型は「ゲルマン連邦、合衆国連邦の例」のようである<sup>65</sup>。1903年楊守仁（1872-1911）は、「湖南というものは、我々湖南人の湖南である」と述べた。彼は、湖南がベルギー、スイス、キューバを手本として独立を実行すべきだと提案した<sup>66</sup>。梁啓超（1873-1927）は全力を挙げて湖南自立を鼓吹し、大清帝国が列強の侵略に抵抗する術のない状況のもとで、「まずは内陸部の1、2省が自立することによって、中国にも一本の活路が生ずるであろう」と考えた<sup>67</sup>。彼らの主張地方主義の性格が強かった。そこで、まず広東や湖南の自立を実現し、次いで全国各省に自立できるよう影響を与え、ひいては中国が存続するということを主張した。この点は欧榭甲の下記の話の中から読み取ることができる。「国を愛するという事は、その生まれた省を愛する心に及ばない。人間の自然の感情には背くことができない<sup>68</sup>」。

1903年に出版された革命出版物『浙江潮』に掲載された『我が故郷の人に告ぐ』の中には次のように記されている。「近世の国家においては、その行政機関は2つに大別される。一に官庁、二に自治体である。官庁は国家の直接の行政機関で、直接国権を維持することを目的とする。……自治体は国家の間接の行政機関で、地方の人間が地方の事を治めることで間接的に国家行政の目的を達成する<sup>69</sup>」。

改良や革命を要求する政治家が地方主義傾向を備えていただけでなく、清朝政府が任命した各地方総督にさえも強い地方主義傾向が生まれた。例えば、1900年に現れた「東南相互保護」問題は中国権力非集中要素の重大性を十分反映している。

「東南相互保護」は1900年に起こった。この年、中国北方では西洋宗教に反対する義和団運動が起こり、8ヶ国連合軍が中国に干渉し、慈禧皇太后が諸外国に宣戦した。彼女は各省の最高地方官に、兵を派遣して北京を支援す

るよう命令した。しかし、两江総督である劉坤一（1830-1902）は命令を受けたが、すぐに指示に従わなかった。まず盛宣懷（1844-1916）と張謇（1853-1926）に相談した。張は国を守るにはまず東南を守ることが先決だと考えた。彼の理論は、国難が目前にある時に最も重要なのはまず故郷を守ることだというものである。劉坤一はこれに賛同した。張之洞（1837-1909）と劉坤一は東南を相互に保護することを決定した後、直ちに13省の賛同を得た。劉坤一、張之洞（湖広総督）、李鴻章（1823-1901）（兩広総督）は北上して皇帝を護衛しないばかりか、各国と協議して「相互に干渉しない」という『東南保護約款』、『保護上海城廂内外章程』などの条約を締結した。このような国防軍事の面で中央の指令を拒み、外交主権の面で勝手に責任者として行動するやり方は、伝統体制のもとでは理解できないことであった。儒教社会観は衝撃を受け、君臣関係が崩れたことで、中央と地方の関係は混乱状態に陥った。劉坤一らの行動は「大一統」の儒教思想の危機を反映しており、中国近代の地方主義の幕開けでもあった。

「東南相互保護」事件と同時に、イギリスは兩広の独立を画策していた。北方義和団運動の拡大を防ぎ、中国南部におけるイギリスの権益を守るため、1900年夏、香港総督のヘンリー・ブラックは香港議政員の何啓（1859-1914）を通じて、李鴻章の幕僚である劉学詢に、孫文と李鴻章に協力して兩広独立に携わってもらうことを提案した。李はヘンリー・ブラックの提案を受け入れた。李の幕僚は孫に打電し、北方で義和団暴動が起こったので、広東独立を実現するには、あなたの助力が必要で、すぐに広東に来て協力してほしいと伝えた。孫も反清の根拠地を必要としていたので、協力することに同意した。もちろん、義和団運動の失敗と李の北京転任により、この計画は実現しなかった。

## 6. 連邦主義思想と中国憲政発展史（手段としての作用）

中国憲政発展史において、連邦主義思想は多くの場合、一種の手段として利用され、憲政の目標ではなかった。例えば、世論が「連邦」の二文字を受け

入れ始めたのは1918年以降のことであった。この時多くの人は、中国は事実上すでに分裂局面を形成しており、連邦制をもって統一するほかはないと考えていた。1918年李劍農は雑誌『太平洋』第8号の中でこう指摘した。「中国はすでに統一国家ではなくなっている。統一を破壊したのは連邦制ではなく、中央集権である。連邦制を採用することが中国を統一する最もよい方法である」

このような状況のもとで、連邦主義を鼓吹する者の中で多くの人が、連邦制は中国にとってやむを得ない次善の策であると考えていた。例えば熊希齡がこう述べている。「最近の各省の割拠により、やむを得ず連邦制度の実行を提案する。そうすれば目前の危機を脱し、この問題を解決することができるかもしれない<sup>20)</sup>」。

当初は、連邦主義思想は専制に反対する手段であった。例えば、清末には、立憲君主派であろうと、革命黨員であろうと、みな連邦制に関心を示していた。立憲君主派の指導者である梁啓超はスイス連邦制に対するルソーの評論を紹介した時、中国にこの制度を導入することによって国家を強大にし、人民を自由にできると考えた。そして民国初年の連邦論も、戴季陶のように、連邦制度をもって専制に対抗しようとするものであった<sup>21)</sup>。

第二に、連邦主義思想は統一の手段であった。1918年1月熊希齡は連邦制を提案し、中国の連邦主義が専制に反対する手段としての性質を持っているだけでなく、統一を実現する手段としての効用も持っていると表明した。熊が連邦制を提案した後、中国世論には連邦主義で中国を統一するというねりが巻き起こった。これが連省自治の前触れである。

第三に、連邦主義思想は軍閥の割拠の手段として最も都合がよかった。連省自治の期間中、各地の中小軍閥は知識人による連省自治の主張を積極的に支持したが、彼らの目的は自分たちの軍事割拠に理論的根拠を探すためであった。例えば、湖南省憲法の制定には、地方軍閥の影響も過小評価できない。湖南が省憲法を制定した後、各地の軍閥は続々と連省自治の実行を宣言した。まず、四川、湖南、湖北が連省自治について協議した。その後、浙

江、陝西、広州、貴州、雲南、安徽など各省の軍閥が、上海で省区自治連合会を招集し、省憲法と連省自治問題について協議した。

総括的に述べると、連邦主義は、異なった歴史の段階で、いつも道具あるいは手段としての形式をもって現れた。当時の連邦主義を鼓吹する者は、その道具としての性質の効用から理解していただけで、連邦主義を憲政上の価値のあるものとして理解していなかった。各派の政治家はしばしば形勢の需要に従って連邦主義というこの大義名分を使用するかどうか決めた。

## 7. 民国初期に各党派が連邦制に反対した理由

清末から1920年代の前までは、連邦制に反対する世論が強大であり、その論点は、単一制こそ統一であり、連邦制は分裂だというものであった。即ち単一制と統一を結びつけたのであった。民国初年、例えば章太炎は次のように述べた。「中国が堂々たる大国として世界に知られている理由は『ただ統一という外観を保っている』からであり、もしこの外観がなくなってしまうたら、必ずや『藩鎮割拠』状態を引き起こすであろう<sup>23)</sup>」。1917年、国会では省制問題を憲法に入れるかどうかで議員間の暴力闘争事件が起こり、それを機に督軍団は国会に干渉した。彼らは国会が犯した罪として、「連邦を造って、統一を破壊しようとした」と責めた。督軍団が、当時の人々の連邦制度に対する反感を利用したことが分る。

袁世凱は単一制と統一、連邦制と分裂をずっと同列に扱ってきた。1913年国会憲法会議が憲法を起草した時、中央と各省の関係に関して論争が起こった。元国民党員は連邦制の実行を主張し、袁世凱の権力独占を押しとどめようとした。第二次革命の失敗後、袁は国民党を非難して、次のように述べた。「表面上は連邦制度の実行を主張するが、実際は統一を破壊しようとする策謀である<sup>24)</sup>」。そのうえ彼は、連邦を主張することはすべて反逆行為であると述べた<sup>25)</sup>。

1913年に国会が憲法制定問題を討論した時、連邦制に反対する叫びは強烈であった。例えば、『進歩党起草中華民国憲法草案』第1条は「中華民国は

永遠に統一共和国として定め、主権は本憲法をもって定める各機関がこれを行う」と規定した。梁啓超のこの規定の解釈は次のようである。「共和に統一の2文字を加えたのは、連邦制と区別していることを表している<sup>69)</sup>」この時期梁啓超が統一を強調した理由は、彼が列強の中国分割を心配していたからである<sup>70)</sup>。

民国初期の国民党内部の主流意見も「単一制」を「統一」という概念と同列に扱っていた。彼らは統一を守るためには単一制の国家構造形式が必要だと考えていた。『天壇憲草』は単一制憲法草案で、第1条は「中華民國は永遠に統一民主共和国である」と規定していた。当時国会は、「統一」は即ち単一制に則って行うことだと解釈していた。

1912年2月、南京臨時参議院は編集委員会を発足させ、『臨時政府組織大綱』を基礎として、『中華民國臨時約法』を起草した。2月7日臨時約法制定会議が開かれた。3月5日の臨時約法討論会で、宋はフランス式の中央集権責任内閣制の実行を主張した。彼は次のように述べた。「武装蜂起してから、各省は次々と独立し、中央は実権を失った。その問題を解決しないと、分裂することはまちがいが無い。中央に大きな権力があれば、国力を再び盛り返すことができる。日本の倒幕は我が国の模範である」。国民党員の袁世凱独裁への懸念に対して、国民党の指導者宋は心配することはないと考えていた。総統制を内閣制に変えれば、「総統の政治的権力はわずかなものとなり、野心がある者であっても、服従せざるを得ない。各省がこれを監督する必要はない」と考えたのである<sup>71)</sup>。

しかし宋の見解に対して胡漢民のような地方の国民党員は、次のように考えている。「中国は土地は広大だが、交通は不便である。清朝末期には権力を中央に集中させることで、衰勢を立て直そうとしたが、当時の中央には権力はあっても責任がなく、地方には責任はあるが権力がないと揶揄されていた。清朝が滅亡した現在、中央権力は過大であり、地方権力は小さ過ぎる。このような状態は必ずしもよいことではない。そして中国は君主制から共和制に変わり、日本とは比較できなくなった。アメリカは最初13州が連合して

連邦制を実行した。その結果、共和制確立後、旧制度が再び復活することはなかった。もし法が集権を規定するならば、狡猾な者がそれに乗じて、再三権力を篡奪しようとするだろう。我が国はどのような法律を制定すべきなのか。まして中国革命による破壊は、いまだ首都に及ばず、権力者の頭の中にはただ数千年の専制の歴史だけがあり、もしその野心を防ぐものがなければ、共和制はたちどころに覆されてしまうだろう。どのようにして国家の繁栄を望めるだろうか<sup>69</sup>。胡漢民は袁世凱の権力独占の復活に対して特に不安を感じていた。たとえ内閣制を実行しても、袁を制することは難しいと考えていた。なぜなら「内閣制は確かに国会を持っているが、中国の国会はまだそれ自体の基礎が大変弱く、ひとたび圧迫されれば、恐らく1905年以降のロシア国会の轍を踏むであろう。国会がそうなるならば、内閣などどうなってしまうだろうか。今革命勢力は各省にあり、専制の余毒は中央にたまっていて、こちらが進めばあちらが退くという具合に、その勢力の消長は即ち専制と共和制の相関関係である。もし自ら勢力を弱めるならば、後悔しても間に合わない」からである<sup>69</sup>。

1913年4月、5月の間、各党は国会で憲法の内容について討論した。国民党側が準備した憲法草案は3種類で、1つは王寵惠案、1つは汪兆銘案、1つは宋教仁案であった。その中の王案は連邦制を主張していた<sup>69</sup>。最後に汪と宋の案を合わせて1つにして議員に渡して討論した。その中で中央政権に関しては、国会を中心とする政治を主張し、総統を中心とする政治は取り上げなかった。中央と地方の権限については、単一国制の採用を主張し、連邦制は採用しなかった<sup>69</sup>。

三九九  
「連邦」の2文字に対する世論の誤解に鑑みて、1914年戴季陶は『中華民国と連邦組織』を記した時、わざわざ次のように述べた。「もし連邦の2文字が不適切だと言うならば、これは形式的な問題で、また実質的な問題ではない。新しい専門用語でこれを命名するならば、『連州』『連省』を使用してもよい」。

## 8. 中国伝統政治信仰の解体と連邦主義

1840年中国はアヘン戦争で失敗したが、当時の伝統的儒家の意識形態が疑われることはなかった。中国の知識人は依然として中国の儒教思想とその政治理念が最も卓越したものだと考えていた。当時積極的に西洋技術を導入した中国の知識人（洋務派）の考え方は「中学体をなし、西学用をなす」、即ち西学の「道具」を用い、中国の思想体系を強化することであった。大多数の知識人は依然として伝統的社会秩序を守っていたといえる。

しかし、甲午戦争（日清戦争）に失敗し、儒家学説を中心とした社会秩序は衝撃を受けた。西洋式武器を装備するだけでは戦争に勝つとは限らないということを彼らはついに悟った。中国の大多数の知識人は、中国の国家制度が西洋に学んだ日本に及ばないことを理解した。中国の知識人は西洋の政治法律制度には重要な意味があることを知った。数多くの知識人は日本へ渡り、法律、軍事、政治を学んだ。中国の優れた人々は、戦争で自分たちに勝った隣国から学んだ。これは数千年の中国史上初めてのことである。この事実、中国知識人の反省の心が民族的な誇りをも越したことを意味している。

中国知識人は西洋の武器が中国より優れていることを認めただけでなく、西洋の政治法律制度が中国より優れていることをも認めざるを得なかった。このことで彼らは中国伝統の意識形態——儒家学説に対して根本的な疑問を持つようになった。大一統思想は儒教学説の基礎のもとで成立した政治理念である。伝統的な意識形態の動揺と解体は連邦主義思想出現の前提であった。

## 9. 単一制国家が連邦制国家に転換する条件

上述したように、1895年から1920年代中期までに中国には幅広く、長く続く連邦主義世論が生まれ、連邦主義運動は連邦制憲法制定までと、盛り上がりを見せた。しかし、なぜ中国では単一制が連邦制に転換することがなかつ

たのであろうか。

連邦主義の本質は権力集中の否定である。しかし、それは権力の分散を放任するわけではない。それは権力非集中を前提として、1つの体系を創造し、維持するのである。このために、国家が連邦制を実現するかどうかは、1つの体系の中に権力非集中要素と統一要素が平衡できるかどうかをまず見る必要がある。

この観点から分析すると、当時の中国の権力非集中要素はそれほど強大ではなく、統一要素に対抗することができなかつたことが分かる。周知のように、1911年から1928年の間、中国には長い間軍閥割拠の状態が存在したが、これらの軍閥は完全な独立を宣言しなかつた。当時南北両政府は正統性を争っていた。のみならず、多くの中小軍閥も南北どちらかの承認を求めている。

この他、中国の地方が自治の伝統に欠けていたことも考慮に値する要素である。連邦制の実現は一定の歴史条件に依存しなければならない。現在連邦制を実行している国家は2種類に分けられる。その中の大部分は元植民地であり、一部分は領邦が連合して連邦を形成している。これらの連邦国家は独立前は、みな一つの共通点があった。それらは一定の自主性あるいは自治権を持っていたことである。このことに対して、秦朝からずっと、中国は高度な中央集権国家で、いかなる軍事集団の割拠も長くは続かなかつた。このために、各割拠地区から見ると、中国が自治の伝統に欠けていたので、連邦制の自治基盤を提供できなかったのである。

三  
九  
七  
平和な環境に欠けていたことも当時中国で連邦国家への転換が実現しなかつた原因である。連邦制国家の形成過程には2種類の状況がある。第一に分立した国家が連合して連邦を形成するものである。次に単一制国家が連邦制国家に移行するものである。前者は一般的な状況である。後者は特殊な状況で、ベルギー王国の例だけである。宗教と言語の分裂が原因となり、ベルギーは単一制から連邦制へと移行した。その転換は平和な環境のもとで実現したのである。1920年代、中国には平和な環境が欠如していた。

その他に、人々が軽視しがちなのは、当時の中国の連邦制建設を求める運動には、実際には2つの相反する潮流が存在したことである。一般的には、中国の連省自治運動は単一制国家を連邦制国家に変えるものだと思われていたが、多くの知識人は連邦制が最良の選択だとは考えておらず、次善の選択だと考えていた。しかし、辛亥革命後中国は事実上すでに分裂しており、統一は困難であった。中国の知識人は現状に絶望し、それゆえに連邦という手段を用いて、実際は分立している中国を改めて統一しようとしたのである。

中国は秦漢時代に中央集権帝国を造り、同時に中央集権的な思想体系を形成した。清朝末期に現れた権力非集中要素は、多くの官僚と知識人が中央集権に信頼を失ったことによるものである。1928年、国民党の北伐が成功し、中国は統一された。官僚と知識人の国家信念は儒家の国家観念から一応三民主義へと移行した。

1920年代末、中国の連邦主義思潮と運動は次第に下火になった。その原因は主に以下の要素による。第一に自治の伝統の欠如、第二に安定した社会環境の欠如、第三に現実として国民政府は中国を統一した。

- (1) 李劍農『最近30年中国現代政治史』（上海太平洋書店、1930年）463頁。
- (2) 「民主主義と中国革命の前途」『民報』第4号。
- (3) 劉迪「中国における連邦主義思想研究—孫文の思想を中心にして」早稲田大学大学院法学研究科編『法研論集』92、93号参照。
- (4) 劉迪「中国の連邦主義思想と運動」早稲田大学比較法研究所編『比較法学』33巻2号参照。
- (5) 李、前掲(1)。
- (6) 李、前掲(2)。
- (7) 劉迪「戴季陶の連邦主義思想について」早稲田大学大学院法学研究科編『法研論集』94号参照。
- (8) 「倡議軍民分治以實行聯邦制致全國通電」、周秋光編『熊希齡集』（湖南出版社、1996年11月）1142-1146頁。
- (9) 同上1149頁。
- (10) 「連省自治と軍閥割拠」、『努力週報』第19期。
- (11) 『太平洋』雑誌第3巻第7号。
- (12) 『申報』（上海）、1922-7-19。
- (13) 劉迪「湖南省憲法運動を論ず」早稲田大学比較法研究所編『比較法学』34巻1号参照。
- (14) 劉景泉等著『宋教仁と民国初年の議會政治』（河北人民出版社、1998年8月）93頁。
- (15) 欧樂甲「新広東」張枏等編『辛亥革命前10年時論選集』第1巻（生活・読書・新知三聯書店、

1960年）270頁。

- (16) 楊守仁「新湖南」前掲書612頁。
- (17) 梁啓超「湖南応弁之事」『梁啓超選集』（上海人民出版社、1984年）72、73頁。
- (18) 前掲(15)。
- (19) 前掲『辛亥革命前10年間時論選集』第1巻、497頁。
- (20) 前掲『熊希齡集』1149頁参照。
- (21) 前掲(3)参照。
- (22) 前掲(7)参照。
- (23) 『章太炎政論集』（商務印書館、1980年）425頁。
- (24) 楊幼炯『近代中国立法史』（商務印書館、1936年）285頁。
- (25) 徐謙「依基督教救国主義擬商榷之憲法要点」『東方』雜誌第19巻。
- (26) 張玉法『民初対制憲問題的争論』『中国近代現代史論集』（21）19編 民初政治（1）（台湾商務印書館 1986年6月）546頁から再引用。
- (27) 『庸言報』1巻1号、附録梁啓超『中国立国大方針』第3-5頁参照。この他『東方』雜誌8巻10号詹父（梁啓超）『論中華民國之前途』の中にも連邦論に反対する意見がある。
- (28) 『胡漢民自伝』（伝記文学出版社、1969年10月）70頁から再引用。
- (29) 同上72頁。
- (30) 同上73頁。
- (31) 張玉法、前掲論文545頁。
- (32) 『憲法新聞』第1期、憲史26-27頁；張玉法、前掲論文532頁。

※ 本稿は筆者の A COMPREHENSIVE STUDY OF FEDERALISM IN CHINA に加筆したうえ作成したものである。